

令和 7 年度

業務設計書（公示用）

業務名：下水道管路施設耐震診断調査業務その2

令和 7 年 5 月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

業務説明書

1. 概要

対象施設

管径	400～3,500 mm
※矩形管については診断箇所一覧表を参照	
円形管	開削工法
矩形管	現場打ち
円形管	シールド
標準マンホール	123 箇所

設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。

2. 場所

別添「診断箇所一覧表」による。

3. 期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4. 位置図

別添による。(位置図6枚)

5. 仕様書

別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。

6. 特記仕様書

—

()	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その2
---	---	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内	業 務 価 格	
訳	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		(有) 無
設 計 協 議		中間打合せ 2 回
詳細診断	延 長	円形管 (開削工法) 5,340 m 矩形管 (現場打ち) 440 m 円形管 (シールド) 459 m
	調 査 対 象 管 路	雨水・汚水共、(合流のみ) (汚水のみ) (雨水のみ)
	管 路 電 子 化 情 報	(有) 無
	特 殊 構 造 物	有 (無) 特殊マンホール (基) マンホール形式ポンプ場(2 次製品) (基) マンホール形式ポンプ場(現場打ち) (基) 吐口 その他 ()
	耐 震 計 算	(有)(応答変位法) 無 レベル 1 地震動 (レベル 1 及び 2 地震動)
	耐 震 診 断 密 度	標準 (標準以外) (105 断面)
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ 一 ル	18 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 400~3,500mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の 2 回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。(旧規格管等)

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流入孔番号	下流入孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-137	010906066	010906063	4000×3200	46	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	石狩市	茨戸処理場以東
P-138	030801004	030801151	1500	22.08	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	石狩市	茨戸処理場以西
P-139	030801151	020821151	1500	126	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	石狩市	茨戸処理場以西
P-140	041216002	041216056	3400×2720	102.51	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	東区	北丘珠2条4丁目
P-141	041105161	041105104	1650	92.19	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	合流	開削工法	東区	中沼西5条1丁目
P-142	041105104	041105801	1650	6.39	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管C）	合流	開削工法	東区	北丘珠5条4丁目
P-143	041110154	041110800	2000	6.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削工法	東区	北丘珠5条4丁目
P-144	041110103	041110154	2000	7.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削工法	東区	北丘珠5条4丁目
P-145	031125800	031125003	1500	20.1	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	東区	丘珠町739番地
P-146	031125003	031125002	1500	52.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	東区	丘珠町739番地
P-147	031125002	031125001	1500	80.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	東区	丘珠町739番地
P-148	031125001	031124151	1500	161.09	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削工法	東区	丘珠町739番地
P-149	031124151	031119101	1500	99.94	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	丘珠町365番地
P-150	060912121	060912117	1200	23.91	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東2丁目
P-151	060912122	060912121	1100	3.55	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東2丁目
P-152	050912156	050912055	1350	123.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北45条東2丁目
P-153	071023129	071024015	1000	117.78	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北15条東16丁目
P-154	071001002	070905103	900	131.21	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北25条東9丁目
P-155	070910154	070905170	800	88.21	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北23条東8丁目
P-156	060914051	060913153	1000	122.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東4丁目
P-157	061007101	061002079	2000	129.72	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東16丁目
P-158	061007107	061007101	2000	42.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北33条東16丁目
P-159	061123108	061123109	700	57.18	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古11条4丁目
P-160	060912123	060912122	1100	24.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東2丁目
P-161	060922157	060922153	1350	10.87	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北30条東1丁目
P-162	060922157	060922156	1350	4	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北30条東1丁目
P-163	070903007	070903801	1350	7.29	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	東区	北26条東1丁目
P-164	070908007	070908800	800	20.44	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	東区	北24条東1丁目
P-165	060923001	060922157	1350	153.77	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北30条東1丁目
P-166	070903008	070903007	1350	28.17	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北26条東1丁目
P-167	070908053	070908007	800	70.96	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	東区	北24条東1丁目
P-168	060912120	060912810	3500	45.95	セグメント（R C）2次履工	合流	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	東区	北34条東2丁目
P-169	070918101	070918055	1000	127.51	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北20条東1丁目
P-170	060907113	060907800	1000	4.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北36条東1丁目
P-171	061012124	061007125	1650	130.72	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北31条東16丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流入孔番号	下流入孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-172	061012108	061012124	1500	56.81	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北31条東15丁目
P-173	070905170	070905166	800	84.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北23条東8丁目
P-174	070903060	070903008	1350	131.39	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北26条東1丁目
P-175	060913009	060912123	1100	137.93	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東1丁目
P-176	060913152	060913058	1100	150.55	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東3丁目
P-177	060913058	060913010	1100	114.82	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東2丁目
P-178	060913153	060913152	1000	91.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東4丁目
P-179	060910067	060909171	900	130.29	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東7丁目
P-180	060909112	060914051	1000	147.41	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東5丁目
P-181	060909171	060909112	900	128.95	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東6丁目
P-182	061007125	061007118	1650	80.25	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北32条東16丁目
P-183	061007118	061007107	1800	70.12	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北33条東16丁目
P-184	060910116	060910068	800	32.42	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東8丁目
P-185	061006010	060910162	600	65.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東10丁目
P-186	060910117	060910116	700	70.7	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東9丁目
P-187	060910162	060910117	700	70.76	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北34条東10丁目
P-188	061004158	061004068	1500	143.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北36条東21丁目
P-189	061005014	061004165	1350	86.96	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北36条東22丁目
P-190	061004165	061004158	1500	18.52	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北36条東22丁目
P-191	040924063	040924128	800	36.2	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北50条東7丁目
P-192	031125005	031125006	5700×1800	31.08	プレキャストコンクリートボックス（P C）	雨水	開削工法	東区	丘珠町739番地
P-193	041221103	041221052	3400×2720	260	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	東区	北丘珠1条4丁目
P-194	061204107	051224157	2400	144.26	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削工法	東区	東苗穂14条4丁目
P-195	071113102	071108115	1100	93.09	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古8条5丁目
P-196	071113106	071113102	1100	56.91	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古7条5丁目
P-197	071107160	071107155	700	71.55	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古8条4丁目
P-198	071107116	071107164	600	64.03	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古7条4丁目
P-199	071107164	071107160	600	63.53	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古7条4丁目
P-200	061123110	061123111	800	46	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古11条4丁目
P-201	061123111	071103055	800	92.98	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古11条4丁目
P-202	061122151	061122104	800	47.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古11条2丁目
P-203	071005051	061025800	2800	180	セグメント（R C）1次履工	雨水	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	東区	北25条東21丁目
P-204	061111057	061111801	2800	128	セグメント（R C）1次履工	雨水	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	東区	北35条東27丁目
P-205	061111801	061111158	2800	105.16	セグメント（R C）1次履工	雨水	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	東区	北35条東27丁目
P-206	061122104	061122107	800	96.24	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古11条2丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流入孔番号	下流入孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-207	071005159	071101039	1350	90.3	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北24条東21丁目
P-208	071101039	071101011	1350	39.7	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北24条東21丁目
P-209	071101062	071101067	1350	50.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北24条東22丁目
P-210	071101067	071101107	1350	95	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古8条1丁目
P-211	071101011	071101062	1350	80.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北24条東22丁目
P-212	071112103	071107116	600	64.53	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	伏古7条4丁目
P-213	071119174	071119155	1200	147.55	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	東苗穂3条3丁目
P-214	071024011	071024009	1000	44.04	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	東区	北15条東18丁目
P-215	011123359	011123901	400	4.78	遠心力鉄筋コンクリート管（推進小口径管）	汚水	推進・シールド・水管橋・橋梁添架管	北区	あいの里3条5丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-177	010906066	(11) 特殊1号型マンホール	3.35	13.56	昭和51年	900000	(10) 石狩市	茨戸処理場以東
M-178	030801004	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	2.99	3.79	昭和51年	900000	(10) 石狩市	茨戸処理場以西
M-179	030801151	(04) 4号型マンホール	2.97	3.77	昭和51年	005598	(10) 石狩市	茨戸処理場以西
M-180	041216002	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.94	10.67	昭和56年	010952	(03) 東区	北丘珠2条4丁目
M-181	041105161	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	3.25	9.32	昭和63年	018041	(03) 東区	中沼西5条1丁目
M-182	041105104	(05) 5号型マンホール	3.66	9.81	昭和63年	018041	(03) 東区	北丘珠5条4丁目
M-183	041110154	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	3.86	9.56	昭和56年	011035	(03) 東区	北丘珠5条4丁目
M-184	041110103	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	3.95	8.18	昭和56年	011035	(03) 東区	北丘珠5条4丁目
M-185	031125800	(35) 仮想マンホール（処理場・ポンプ場）	3.3	3.13	昭和55年	009681	(03) 東区	丘珠町739番地
M-186	031125003	(16) 特殊6号型マンホール	4	5.31	昭和55年	009681	(03) 東区	丘珠町739番地
M-187	031125002	(04) 4号型マンホール	4.07	5.5	昭和55年	009681	(03) 東区	丘珠町739番地
M-188	031125001	(04) 4号型マンホール	3.52	5.04	昭和53年	007537	(03) 東区	丘珠町739番地
M-189	031124151	(04) 4号型マンホール	3.87	5.59	昭和53年	007537	(03) 東区	丘珠町365番地
M-190	060912121	(04) 4号型マンホール	8.03	6.21	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東2丁目
M-191	060912122	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	8.4	6.48	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東2丁目
M-192	050912156	(04) 4号型マンホール	6.68	7.28	昭和45年	002318	(03) 東区	北45条東2丁目
M-193	071023129	(03) 3号型マンホール（円型）	12.5	4.15	昭和40年	001305	(03) 東区	北15条東16丁目
M-194	071001002	(08) 2号型マンホール（角型）	9.08	6.35	昭和43年	001798	(03) 東区	北25条東9丁目
M-195	070910154	(08) 2号型マンホール（角型）	9.86	5.65	昭和40年	001315	(03) 東区	北23条東8丁目
M-196	060914051	(09) 3号型マンホール（角型）	9.38	6.52	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東4丁目
M-197	061007101	(05) 5号型マンホール	7.53	7.1	昭和47年	003318	(03) 東区	北34条東16丁目
M-198	061007107	(05) 5号型マンホール	7.59	7.12	昭和47年	003318	(03) 東区	北33条東16丁目
M-199	061123108	(08) 2号型マンホール（角型）	8.91	5.37	昭和48年	003496	(03) 東区	伏古11条4丁目
M-200	060912123	(09) 3号型マンホール（角型）	8.28	6.32	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東2丁目
M-201	060922157	(20) 分水マンホール（特殊マンホール）	8.31	4.85	昭和56年	010231	(03) 東区	北30条東1丁目
M-202	070903007	(19) 雨水吐室（特殊マンホール）	9.2	2.69	昭和38年	001103	(03) 東区	北26条東1丁目
M-203	070908007	(08) 2号型マンホール（角型）	9.59	2.86	昭和35年	000731	(03) 東区	北24条東1丁目
M-204	060923001	(04) 4号型マンホール	8.55	4.85	昭和38年	001101	(03) 東区	北30条東1丁目
M-205	070903008	(04) 4号型マンホール	8.65	2.4	昭和38年	001103	(03) 東区	北26条東1丁目
M-206	070908053	(08) 2号型マンホール（角型）	9.63	2.79	昭和35年	000731	(03) 東区	北24条東1丁目
M-207	060912120	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.4	11.82	昭和55年	008997	(03) 東区	北34条東2丁目
M-208	070918101	(09) 3号型マンホール（角型）	11.6	3.59	昭和27年	000300	(03) 東区	北20条東1丁目
M-209	060907113	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	7.45	9.46	昭和55年	009008	(03) 東区	北36条東1丁目
M-210	061012124	(05) 5号型マンホール	7.6	6.47	昭和47年	003311	(03) 東区	北31条東16丁目
M-211	061012108	(05) 5号型マンホール	7.5	6.15	昭和47年	003315	(03) 東区	北31条東15丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-212	070905170	(08) 2号型マンホール（角型）	9.79	5.8	昭和40年	001315	(03) 東区	北23条東8丁目
M-213	070903060	(04) 4号型マンホール	9.33	2.9	昭和38年	001103	(03) 東区	北26条東1丁目
M-214	060913009	(09) 3号型マンホール（角型）	8.52	6.38	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東1丁目
M-215	060913152	(09) 3号型マンホール（角型）	8.45	5.93	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東3丁目
M-216	060913058	(09) 3号型マンホール（角型）	8.5	6.18	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東2丁目
M-217	060913153	(09) 3号型マンホール（角型）	8.79	6.1	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東4丁目
M-218	060910067	(08) 2号型マンホール（角型）	8.42	4.98	昭和44年	001996	(03) 東区	北34条東7丁目
M-219	060909112	(09) 3号型マンホール（角型）	8.61	5.57	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東5丁目
M-220	060909171	(08) 2号型マンホール（角型）	8.52	5.25	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東6丁目
M-221	061007125	(05) 5号型マンホール	6.94	5.95	昭和47年	003311	(03) 東区	北32条東16丁目
M-222	061007118	(05) 5号型マンホール	7.36	6.46	昭和47年	003318	(03) 東区	北33条東16丁目
M-223	060910116	(08) 2号型マンホール（角型）	8.96	5.69	昭和47年	003154	(03) 東区	北34条東8丁目
M-224	061006010	(02) 2号型マンホール（円型）	8.27	4.4	昭和47年	003154	(03) 東区	北34条東10丁目
M-225	060910117	(02) 2号型マンホール（円型）	8.6	5.09	昭和47年	003154	(03) 東区	北34条東9丁目
M-226	060910162	(08) 2号型マンホール（角型）	8.54	4.91	昭和47年	003154	(03) 東区	北34条東10丁目
M-227	061004158	(04) 4号型マンホール	8.34	5.82	昭和49年	004259	(03) 東区	北36条東21丁目
M-228	061005014	(04) 4号型マンホール	8.36	5.56	昭和49年	004259	(03) 東区	北36条東22丁目
M-229	061004165	(04) 4号型マンホール	8.37	5.83	昭和49年	004259	(03) 東区	北36条東22丁目
M-230	040924063	(08) 2号型マンホール（角型）	5.74	4.85	昭和54年	008578	(03) 東区	北50条東7丁目
M-231	031125005	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.5	7.7	昭和55年	900000	(03) 東区	丘珠町739番地
M-232	041221103	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.01	9.43	昭和53年	007538	(03) 東区	北丘珠1条4丁目
M-233	061204107	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.56	7.13	昭和57年	012087	(03) 東区	東苗穂14条4丁目
M-234	071113102	(09) 3号型マンホール（角型）	9.68	4.74	昭和44年	001968	(03) 東区	伏古8条5丁目
M-235	071113106	(09) 3号型マンホール（角型）	10.28	5.26	昭和44年	001968	(03) 東区	伏古7条5丁目
M-236	071107160	(08) 2号型マンホール（角型）	10.45	6.03	昭和46年	002664	(03) 東区	伏古8条4丁目
M-237	071107116	(08) 2号型マンホール（角型）	10.61	5.69	昭和46年	002664	(03) 東区	伏古7条4丁目
M-238	071107164	(08) 2号型マンホール（角型）	10.44	5.71	昭和46年	002664	(03) 東区	伏古7条4丁目
M-239	061123110	(08) 2号型マンホール（角型）	9.33	6	昭和48年	003495	(03) 東区	伏古11条4丁目
M-240	061123111	(08) 2号型マンホール（角型）	9.63	6.39	昭和48年	003495	(03) 東区	伏古11条4丁目
M-241	061122151	(08) 2号型マンホール（角型）	9.76	6.47	昭和48年	003494	(03) 東区	伏古11条2丁目
M-242	071005051	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.55	12.06	昭和60年	014870	(03) 東区	北25条東21丁目
M-243	061111057	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.4	13.84	昭和60年	014870	(03) 東区	北35条東27丁目
M-244	061111801	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.31	13.85	昭和60年	014870	(03) 東区	北35条東27丁目
M-245	061122104	(08) 2号型マンホール（角型）	9.94	6.74	昭和48年	003494	(03) 東区	伏古11条2丁目
M-246	071005159	(04) 4号型マンホール	9.9	7.41	昭和46年	002659	(03) 東区	北24条東21丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-247	071101039	(05) 5号型マンホール	10.4	8.26	昭和46年	002659	(03) 東区	北24条東21丁目
M-248	071101062	(04) 4号型マンホール	10.75	8.7	昭和46年	002659	(03) 東区	北24条東22丁目
M-249	071101067	(04) 4号型マンホール	10.7	8.7	昭和46年	002659	(03) 東区	伏古8条1丁目
M-250	071101011	(04) 4号型マンホール	10.4	8.26	昭和46年	002659	(03) 東区	北24条東22丁目
M-251	071112103	(08) 2号型マンホール（角型）	10.8	5.66	昭和46年	002664	(03) 東区	伏古7条4丁目
M-252	071119174	(09) 3号型マンホール（角型）	9.7	5.55	昭和45年	002298	(03) 東区	東苗穂3条3丁目
M-253	071024011	(09) 3号型マンホール（角型）	13.17	5.02	昭和40年	001305	(03) 東区	北15条東18丁目
M-254	011123359	(12) 特殊2号型マンホール	5.4	10.61	平成02年	020193	(02) 北区	あいの里3条5丁目
M-255	010906063	(11) 特殊1号型マンホール	1.2	11.46	昭和51年	900000	(10) 石狩市	茨戸処理場以東
M-256	020821151	(04) 4号型マンホール	3.88	4.92	昭和51年	005598	(10) 石狩市	茨戸処理場以西
M-257	041216056	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	5	10.95	昭和56年	010951	(03) 東区	北丘珠2条4丁目
M-258	041105801	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	3.66	10.34	昭和56年	010951	(03) 東区	北丘珠5条4丁目
M-259	041110800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	3.74	10.24	昭和56年	010951	(03) 東区	北丘珠5条4丁目
M-260	031119101	(04) 4号型マンホール	3.26	5.1	昭和53年	007537	(02) 北区	篠路町上篠路365番地
M-261	060912117	(13) 特殊3号型マンホール	8.12	8.12	昭和44年	001994	(02) 北区	北34条西2丁目
M-262	050912055	(04) 4号型マンホール	7.38	8.1	昭和45年	002318	(03) 東区	北45条東1丁目
M-263	071024015	(09) 3号型マンホール（角型）	13.14	4.95	昭和40年	001305	(03) 東区	北15条東18丁目
M-264	070905103	(04) 4号型マンホール	9.27	7.14	昭和40年	001315	(03) 東区	北25条東8丁目
M-265	061002079	(05) 5号型マンホール	6.83	4.98	昭和47年	003316	(03) 東区	北34条東16丁目
M-266	061123109	(08) 2号型マンホール（角型）	9.33	5.9	昭和48年	003496	(03) 東区	伏古11条4丁目
M-267	060922153	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.18	7.81	昭和56年	010231	(03) 東区	北30条東1丁目
M-268	060922156	(04) 4号型マンホール	8.01	5.22	昭和59年	013672	(03) 東区	北30条東1丁目
M-269	070903801	(36) 仮想マンホール（河川・池等）	9.1	9.1	昭和38年	001103	(03) 東区	北26条東1丁目
M-270	070908800	(36) 仮想マンホール（河川・池等）	9.31	9.31	昭和35年	000731	(03) 東区	北24条東1丁目
M-271	60912810	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	8.34	11.83	平成22年	054147	(03) 東区	北34条東2丁目
M-272	070918055	(09) 3号型マンホール（角型）	11.09	3.6	昭和56年	010232	(03) 東区	北20条東1丁目
M-273	060907800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	8.06	11.83	昭和55年	008997	(03) 東区	北36条東1丁目
M-274	070905166	(08) 2号型マンホール（角型）	9.48	5.7	昭和40年	001315	(03) 東区	北24条東8丁目
M-275	060913010	(09) 3号型マンホール（角型）	8.5	6.32	昭和44年	001994	(03) 東区	北34条東1丁目
M-276	060910068	(08) 2号型マンホール（角型）	8.74	5.51	昭和47年	003154	(03) 東区	北34条東8丁目
M-277	061004068	(04) 4号型マンホール	7.9	5.65	昭和49年	004259	(03) 東区	北36条東21丁目
M-278	040924128	(02) 2号型マンホール（円型）	5.62	4.79	昭和54年	008578	(03) 東区	北50条東7丁目
M-279	031125006	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.5	7.7	昭和55年	900000	(03) 東区	丘珠町739番地
M-280	041221052	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.16	9.79	昭和53年	007538	(03) 東区	北丘珠1条4丁目
M-281	051224157	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	4.45	7.24	昭和57年	012086	(03) 東区	東苗穂15条4丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-282	071108115	(09) 3号型マンホール（角型）	9.82	5	昭和44年	001968	(03) 東区	伏古8条5丁目
M-283	071107155	(08) 2号型マンホール（角型）	10.4	6.16	昭和46年	002664	(03) 東区	伏古8条4丁目
M-284	071103055	(08) 2号型マンホール（角型）	9.3	6.22	昭和48年	003495	(03) 東区	伏古10条4丁目
M-285	061025800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	8.39	12.06	昭和60年	014870	(03) 東区	北24条東21丁目
M-286	061111158	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.12	13.77	昭和60年	014871	(03) 東区	北37条東28丁目
M-287	061122107	(08) 2号型マンホール（角型）	10.25	7.32	昭和48年	003494	(03) 東区	伏古10条2丁目
M-288	071101107	(04) 4号型マンホール	11.4	9.5	昭和46年	002659	(03) 東区	伏古8条1丁目
M-289	071119155	(04) 4号型マンホール	9.82	6.06	昭和45年	002298	(03) 東区	東苗穂4条3丁目
M-290	071024009	(09) 3号型マンホール（角型）	13.14	5.05	昭和40年	001305	(03) 東区	北15条東18丁目
M-291	011123901	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	5.36	10.58	昭和58年	013440	(02) 北区	あいの里3条5丁目

診断箇所一覧表（管渠の計算を伴わない人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-341	071120006	(01) 1号型マンホール	8.63	1.81	昭和57年	011350	(03) 東区	東苗穂4条3丁目
M-342	071120053	(01) 1号型マンホール	8.46	2.49	昭和57年	011351	(03) 東区	東苗穂4条3丁目
M-343	061022176	(02) 2号型マンホール（円型）	7.67	1.86	昭和61年	016010	(03) 東区	北24条東16丁目
M-344	060925102	(01) 1号型マンホール	9.5	2.34	昭和43年	001799	(03) 東区	北27条東8丁目
M-345	061022166	(01) 1号型マンホール	8.04	1.54	昭和46年	002695	(03) 東区	北25条東16丁目
M-346	060920059	(01) 1号型マンホール	9.48	1.93	昭和44年	002002	(03) 東区	北30条東8丁目
M-347	051017003	(02) 2号型マンホール（円型）	7.1	7.31	昭和53年	007673	(03) 東区	北42条東15丁目
M-348	071120051	(01) 1号型マンホール	8.38	3.22	昭和57年	011351	(03) 東区	東苗穂4条3丁目
M-349	060920119	(01) 1号型マンホール	9.49	2.79	昭和43年	001799	(03) 東区	北28条東8丁目
M-350	060920108	(01) 1号型マンホール	9.49	3.3	昭和43年	001799	(03) 東区	北30条東8丁目
M-351	061022174	(01) 1号型マンホール	7.59	2.59	昭和61年	016010	(03) 東区	北25条東16丁目
M-352	061022164	(01) 1号型マンホール	8.18	1.91	昭和46年	002695	(03) 東区	北25条東16丁目
M-353	060920111	(01) 1号型マンホール	9.43	3.07	昭和43年	001799	(03) 東区	北28条東8丁目
M-354	061022173	(01) 1号型マンホール	7.26	1.95	昭和46年	002695	(03) 東区	北25条東16丁目
M-355	060920114	(01) 1号型マンホール	9.46	2.93	昭和43年	001799	(03) 東区	北28条東8丁目
M-356	061022175	(01) 1号型マンホール	7.6	2	昭和61年	016010	(03) 東区	北24条東16丁目
M-357	060925101	(01) 1号型マンホール	9.47	2.51	昭和43年	001799	(03) 東区	北27条東8丁目
M-358	051013062	(02) 2号型マンホール（円型）	6.99	4.91	平成04年	021783	(03) 東区	栄町852番地

管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害するとの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

- 1) 業務着手届
- 2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

- ①技術者等経歴書
- ②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）
- ③資格要件を証明する書類の写し

3) 業務日程表

(2) 業務実施中

- 1) 業務計画書

(3) 完了時

- 1) 業務完了届
- 2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 担当職員

- (1) 本市は、業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2.2 現地踏査

設計図書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

第3章 耐震診断調査等一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

3.3 調査上の疑義

調査上疑義の生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならぬ。

3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第4章 耐震診断調査（詳細診断）

4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、

耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きょの計算を伴わないマンホールについてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみを行うこと。

(1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きょの接続部及び管きょと管きょの継手部の計算（地震動による屈曲角・抜出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きょの接続部及び管きょと管きょの継手部の計算（地震動による屈曲角・抜出し量及び地盤の永久ひずみによる抜出し量）、管きょ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・抜出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

4.3 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

4.4 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（S=1/10,000～1/30,000）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図（S=1/2,500）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図（縦断：S=1/100、平面：S=1/500）は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きょの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

4.5 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うこ

とにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断（詳細診断）

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き 2部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き 2部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き 2部
(4) 成果品目録		A4 判製本 2部
(5) 報告書		A4 判製本 2部
(6) 打合せ議事録		A4 判製本 2部
(7) その他資料（下水道台帳他）		原稿一式

6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品 2部（正・副各 1部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

- 媒体の仕様 : C D または D V D
- 媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下2桁)+業務番号4桁) 例: 250010
- 業務名称 (例: 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)
- 完了年月 (例: 2025年〇月)

委託者名（課名）（例：札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課）

受託者名（例：□□□□コンサルタント株式会社）

ウイルスチェックに関する情報（詳細は(2)参照）

ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

（使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること）

PDFデータ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

業務管理ファイル（Microsoft Excel）

（詳細は(3)に記載）

（2）ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス（パターンファイル）定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

（3）業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル（エクセル形式）を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号	第 号（※1）			
業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その〇（※2）			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社（※3）			
TECRIS 登録番号	主任技術者：（※3） 連絡先：（※3）			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 (例：2025年の業務番号101番→「250101」)

※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。(略称不可)
※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 (使用したソフトウェアのすべてを記載すること。)
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領（札幌市下水道河川局事業推進部）
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（〃）
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（〃）
- (6) 下水道管路施設設計の手引き（〃）
- (7) 下水道施設の耐震対策マニュアル（〃）
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（〃）
- (9) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（〃）
- (10) 下水道推進工法の指針と解説（〃）
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（〃）
- (12) 水理公式集（土木学会）
- (13) コンクリート標準示方書（〃）
- (14) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（〃）
- (15) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（〃）
- (16) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（〃）
- (17) 地盤工学ハンドブック（地盤工学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 札幌市道路占用規則等
- (20) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (21) 道路土工－仮設構造物工指針（〃）
- (22) 道路土工－擁壁工指針（〃）
- (23) 道路土工－カルバート工指針（〃）
- (24) 共同溝設計指針（〃）
- (25) 道路橋示方書・同解説（〃）

- (26) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (27) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）

第8章 業務カルテの作成・登録

8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報入力システム（TECRIS）（一財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

第9章 安全対策関係

9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
現地踏査及び現地作業	2人／日	2人／日

交通誘導警備員Aについては、次項における1級又は2級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(II)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(I)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表-1 資格要件分類表

要件分類	資 格
資格要件(I)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCM（同種・類似業務の履行経験がある）のいずれかの資格保有者
資格要件(II)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理（建設、上下水道）部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について（大卒：13年、短大・高専卒：15年、高卒：17年）以上の実務経験を有する者

表-2 下水道法に規定された資格要件（下水道法施行令第15条第1項の一部を抜粋）

1. 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
イ 計画設計（事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。）を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)
2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であって、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)
3. 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条

の三第三号において同じ。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。同号において同じ。)であって、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であって、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。